

現 場 説 明 書

工事名 令和7年度京都御苑旧官舎撤去工事

1. 現場及び技術に係わる事項について

(1) 施工条件等

① 施工の制約

施工時期の制限 (京都御苑内作業規程に準じる)

施工時間の制限 (京都御苑内作業規程に準じる)

② 材料の搬出入等

材料、撤去材及び建設機械の搬出入、材料置場等は、次に指定するものを除き、監督職員と協議により決定する。

材料、撤去材及び建設機械の搬出入口 (樫木口)

工事用車両の駐車場所 (主馬寮構内)

資機材置場、仮設事務所設置場所 (協議の上決定する)

③ 構内既存施設の利用

工事用水 (利用できる 有償)

工事用電力 (利用できる 有償)

④ 工事支障物、近接施設等

支障物等名 (文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地)

位置 (施工箇所)

管理者 (京都市)

工事方法 (保護等) (必要に応じて監督職員との協議を行う)

移設を行う場合の移設先 ()

作業時間 ()

⑤ 交通誘導警備員

警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを、工事期間中に交通誘導警備員として配置する場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(2) 工期・工程等

① 週休2日制試行対象工事

1) 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。

2) 週休2日の考え方

i) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

ii) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。

iii) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

ものとする。

iv) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

v) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

vi) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3) 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

i) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

ii) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

iii) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

iv) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5) 工事工程の共有

i) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

ii) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

iii) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

iv) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切

に工期の変更を行うものとする。

6) 現場閉所の達成状況及び精査

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が 28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

② 工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約書第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認にすること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開にすること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(3) 発生材等

① 建設リサイクル法 11 条通知完了連絡書の送付

受注者は、建設リサイクル法第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

② 建設副産物情報交換システム

本工事の情報を「建設副産物情報交換システム」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合にはそれぞれ、速やかにデータ入力を行う。また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

③ 廃棄物等の適正な取扱いの徹底等

- 1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底する。また、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守するとともに、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守する。
- 2) 杭打ち、山留め工事においては「建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日国土交通省）」により、建設汚泥の発生量の抑制に努める。

④ 発生材の処理等

- 1) 再資源化を図るもの

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品

搬出先（ ）

廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物

搬出先 ()

硬質ポリ塩化ビニル管及び継手

搬出先 ()

廃せっこうボード

搬出先 ()

ガラス

搬出先 ()

2) せっこうボード

- i) 廃せっこうボードの裏面の表示を確認し、次の表に示すものに該当する場合又は該当していないことが確認出来ない場合は、各製造工場に問い合わせの上、適切に処分する。

ひ素又はカドミウムを含有するせっこうボード

製造工場	小名浜吉野石膏株式会社いわき工場	日東石膏ボード株式会社八戸工場
製造時期	昭和48年から平成9年4月	平成4年10月から平成9年4月
商 品 名	タイガーボード	アドラせっこうボード
製造会社 名の表示	吉野石膏 O Y	日東石膏ボード株式会社
許可番号	2 7 7 0 5 7 2 7 7 0 5 8 * J I S マーク周囲に表示	2 6 5 0 2 3 2 6 5 0 2 4 * J I S マーク周囲に表示
製造年月日 (ロット番号)	例) LOT. NO. <u>03</u> <u>96</u> <u>24</u> <u>10</u> <u>50</u> <u>C</u> ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 月 年 日 時 分 班 年：西暦年	例) <u>A</u> <u>5</u> <u>5</u> <u>0</u> <u>1</u> ↓ ↓ ↓ ↓ 班 年 月 日 年：昭和又は平成の年の末字 (建築年等で併せて確認) 月：10月→X 11月→Y 12月→Z

- ii) 石綿含有廃せっこうボード 搬出先 ()

- iii) その他の廃せっこうボード (石綿、ひ素、カドミウム非含有)
搬出先 (上記 4) による。)

3) その他の発生材 () 搬出先 ()

⑤ 特定建設資材の処理

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。この場合の書式は、「建設副産物情報交換システム」で作成したものと

する。

分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体 工事	①建築設備・内 装材等	建築設備、内装材の取り外し	手作業
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	手作業
	③外装材・上部 構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐ い	基礎、基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し	手作業・機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化等をする 施設の名称	所在地
コンクリート	(株)ジェネス	京都市南区上鳥羽石橋町
コンクリート及び鉄から 成る建設資材	(株)ジェネス	京都市南区上鳥羽石橋町
木材	伏見クリエイト(株)	京都市伏見区久我西
アスファルト・コンクリ ート	(株)ジェネス	京都市南区上鳥羽石橋町

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

(4) 提出図書等

① 官公署その他への届出手続等

建築基準法に基づく完了検査の必要な工事の場合、受注者は完了検査（中間検査を含む。）時には、官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意する。

② 完成図等の提出

書面を提出する場合の書式は、次の様式集によるほか、監督職員と協議する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

- ・自然公園等整備工事提出書類様式集（建築）

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/04.html

(5) その他

① 適用基準等

本現場説明書、特記仕様書等で適用することとされた基準等のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した基準類は、次の URL による。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

その他のガイドライン等は、それぞれ次の URL による。

- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>
- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r2bp.pdf>
- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom/pdf/siken.pdf>

② 工事実績情報の登録

工事実績情報を（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に登録する。ただし、工事請負代金額（税込）が500万円未満の場合を除く。

また、工事実績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。